

調査と情報

編集・発行

(株)農林中金総合研究所 基礎研究部
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
TEL. 03-3243-7331
FAX. 03-3246-1984
URL : <http://www.nochuri.co.jp>
E-mail : sugano@nochuri.co.jp

「」のお話は、ある時の甲と乙の会話をもとに
相当手を加え、組み立てたもの。

甲のふるさとは温泉場を数多く抱える北関東のある県の西のはずれの山村。甲はこのふるさとをこよなく愛している。ひとむかし前になるであろうか、甲が仕事の関係でこの県の有名な温泉に行き、その折おふくろの味を売りものにしている気風の良い、とある居酒屋に寄つた。素面なら絶対に筆など持たなかつたであろうが、酒の勢いで出された色紙につい書いてしまつたらしい。

甲はこのことをすっかり忘れていたが、つい最近同じコースで甲と

あるお話し

「ものさし」は森羅万象に用い得るもので

とともに甲と乙が食事をする巡り合わせとなつた。いろいろ四方山話をしているうち、乙「甲はみかけによらず色紙に愛と誠実などと書いている。ならば仕事の面でも市場主義とか、競争原理などを強調せずに、少し優しくなつたらいいのに。どう思う」おいしい食事の場に似つかわしくない突然の問いかけに、女性「ロマンチックなのね」と零細気を壊さない名答弁。しかし、言われた方の甲は黙つていられない。甲「愛と誠実、これは人間の原点。とくに夫婦の基本。僕の好きな言葉だよ」乙「それと市場、競争はどうも馴染まない」

甲「何も矛盾しないよ。だってどの組織の人事だから、この世の中生きていく上でだつて、何か決

めていくとき万人を納得せしめ得る「ものさし」は、市場の判断とか、競争原理とか何とかしかないじやないか。家庭や夫婦間では愛と誠実が大事になるほど、家庭や夫婦間では愛と誠実が大事になる。この会話は誠に他愛もないものである。しかし、考えようではなかなかのことを言い合つているとも言える。それは「ものさし」の問題だからである。得てして自分の「ものさし」で、無意識に他人とか、世の中のいろいろな現象を測つて判つた気になつてることが多くないか。この「ものさし」を用いるときに、

または常々、検証しているか。例えば市

場とか競争とかの

ないことは自明の理であろう。それではどのような分野、どのような現象に対してもあてはめ可能なのか、検証してから用いないとんでもないことになる。最悪ケースは自分の「ものさし」であてはめを行い、思い込みである人を中傷したり、主義者と決めつけたり、ある現象を無意味なことと片付けたりしてしまう場合である。これが正にものがみえなくなるということである。一方「ものさし」を持たないほうが今の世の中快適という「主義」の人もいる。

甲も乙も頑固に自らの「ものさし」を持つてしまっているようなので、苦労することだけは間違いない。

(理事長 高木 勇樹)

今月のテーマ：畜産

- あるお話し 1
- 畜産物需要回復のための安全性確保とその担保対策 2
- 地域資源活用による適地適作型畜産経営 3~4
- 信頼性回復のための家畜個体識別システムの導入 5~6
- 宮崎県綾町における「有機農業」の歩み 7~8

- ぶっくレビュー『日本農政の五〇年～食料政策の検証』 9
- あぜみち 10
- フードシステム 11
- 統計の眼「果実消費量の動向」 12
- 編集後記 12

奇稿 畜産物需要回復のための安全性確保との担保対策

九州大学大学院 農学研究院 教授 甲斐 謙論

最近の畜産物市場の動向を見ていると、「三つの嵐」が吹き荒れて、需要を減少させ、畜産物価格を下落させているように思える。第一の嵐は「不況の嵐」であり、第二の嵐はBSEに起因する過剰なまでの「不安の嵐」であり、第三の嵐は食品の产地表示偽装による「不信の嵐」である。

三つの嵐に対応して「三つの競争」が、いま、畜産業界では求められている。それは「コスト競争」、「安全性確保競争」、「信頼性回復競争」である。従来のコスト競争に加えて、食の安全性を確保し、消費者に安心感を与えて購買意欲を引き出す安全性確保競争が今まで以上に強まっている。さらに、安全性やブランドが信頼に足るものであることを保証する信頼性回復競争が必要になっている。

昨年九月のBSE発生直後には、行政上の混乱があった。しかし、その後は、素早い行政対応がなされ、食肉処理場において全頭検査を実施するなど、世界最高水準の安全性が確保されたこともあり、四頭目のBSE感染牛が確認されても大きな混乱は



なく、価格の下落も大きくはない。消費者の信頼が徐々に回復している証である。

ところどころで、BSE感染牛の確認頭数が少ないのは、高齢の乳用牛を数多くの食肉処理場が受入れていないことに起因している。このまま高齢乳用牛が牧場で飼養され続けると、酪農経営を圧迫し、今年の夏には、生乳不足が発生する心配がある。例え、新たなBSE感染牛が発見された場合、その肉は市場に出回らないことをより強く消費者に浸透させ、牛肉消費の減退が発生しないようになることが肝要である。

そのような安全性対策の理解促進を図った上で、また酪農家への支援を保障した後で高齢乳用牛の処理を促進する必要がある。

だが、BSE感染の原因はいまだに未解決である。確認された四頭の感染牛はほぼ同時に生まれ、しかも同一の代用乳が与えられていたという。それならば、同時期に生まれ、同一の代用乳を与えられた牛を徹底的に検査するのが、BSE清浄国に復帰する早道である。

四頭の感染牛に巣えられていたという群馬県内の同一工場で製造された代用乳の原料調査は実施されているのであるが、我が国のBSEがなぜ発生したのか、海外から輸入された感染肉骨粉によるものか、国内で飼養されていた羊に起因するものか徹底的な解明を期待したい。

さらに、畜産物に対する消費者の信頼を回復するには情報の提供もまた肝要である。平成十二年にBSE感染牛が百六十一頭見つかったフランスを昨年の暮れに調査した。また、驚いたのは、パリの地下鉄の駅構内や市内のビルの壁面に、畳六枚程度の大きな牛肉の写真と「国産牛肉は安全です」と書いたポスターが数多く掲示されていたことである。カルフール（量販店）の店舗に行ってみた。牛肉には、牛の出生地、肥育地、と畜場番号、加工処理設施番号のシールが貼られ、店頭にはシャロレー等の牛の品種の写真と説明文も大きく掲示されていた。農場から食卓までのトレーリサビリティー（追跡可能性）が確立しており、流通末端の量販店において生産・加工・流通の情報が消費者に伝達される仕組みになっていた。

関係業界が一丸となつて牛肉消費拡大に努めた結果、消費水準はBSE発生当初の四〇～五〇%減少から、今では五〇～一〇%の減少水準まで回復してきたと関係者は言っていた。消費者の信頼回復が最重要である。

調査・研究ノート

地域資源活用による適地適作型畜産経営

一、はじめに

BSEとともに、一昨年春に発生した口蹄疫、一昨年六月の雪印乳業食中毒事件、そして昨年末から今年にかけての虚偽表示事件と畜産をめぐる重大事件が続いた。

BSEについては、この五月一一日に四頭目のBSE発生が確認された。これまでさまざまな対策が講じられ、全頭検査によりBSEの食肉が出回ることはシステム上ありえなくなつたこともあって、今回の発生に対する消費者等の反応はいたって冷静であつた。しかしながらBSEの原因については肉骨粉や代用乳等が疑われているもの、依然として解明されてはおらず、消費者等の不安を払拭しきれてはいらない。

一方、九九年度の穀物自給率は二七%(概算)と、低下傾向は減速しているが、底打ちするまでにはいたつていよい。

こうした情勢に加えて、WTO再交渉により我が国畜産経営は一段と厳しい環境に追いやられていくことが懸念され、我が国の飼料原料の海外依存とこれに基づく舍飼中心の加工型畜産、これに付随しての畜産公害と窒素の我が国への一方的蓄積という構造に対して、根本的な問い合わせが必要な

事態にさしかかっているように考える。現状の畜産構造が輸入飼料原料に依存し、安全性に不安を残し、なおかつ畜産公害を招くのであれば、いつのこと食肉にして輸入するほうが問題はないのではないかとういう声が次第に大きくなつてもいつこうに不思議でない状況にあるのである。

そこで本稿では農林金融二〇〇一年一二月号の拙稿をもとに、我が国での畜産の必要性、求められる畜産経営の要件、地域条件に対応した多様な飼養方式を要約するとともに、あわせてBSEへの抜本的対策は有機畜産であるとして、注目を集めつつあるイギリスのマーク・パーディ氏の主張にも簡単に触れておくこととしたい。

二、我が国での畜産の必要性

我が国で本当に畜産経営が必要であるのかどうか、その存在意義についてあらためて基本的な整理が必要とされる。

一般的には、国民が必要とする食肉、乳製品、鶏卵等畜産物を、安定的に供給していくことがまずあけられる。すなわち、食料安全保険上必要であるとの整理が一つである。

第二に、畜産産出額が一兆四、三〇八億円(九八年)であり、農業総産出額の二四

・四%を占めるとともに、平地農業の困難な中山間地域においては、数少ない地域産業であるという、雇用、就業の場の提供・確保からの整理である。

第三に、食料安全保障上水田を農地として保全していくことが求められるなか、そ

の水田を維持し、有効活用していくために畜産が必要であるとの整理である。我が国農業が当面する最大の課題は、水田稻作の転作である。すでに転作率は三八%と限界に達しているが、米消費減少にともない、さらなる転作が必要とされる可能性もある。このように現状の対策ではすでに限界にきている転作を推進していくためには、土地利用型畜産との連携を柱とせざるを得ない。すなわち、主食である米を水田のかたちで“備蓄”していくためには、飼料イネを栽培し、家畜の飼料として供給していくというものである。

第四に、特に畑での農産物生産を持続させていくためには、有機堆肥を投入していくことが必要であり、有機堆肥の原料供給としての畜産の役割があげられる。

元来、肉食をしなかつた、また飼料原料を大幅に海外に依存している我が国においてではあるが、上にあげた第一点目と第二点目は食生活の変化とともになう畜産の必要性について一定程度言い得よう。また、米生産調整の強化、地力の低下等、農業の状況変化に対応して第三点目と第四点目の整

理の必要性もある程度までこれに追加する
ことが可能である。

三・求められる畜産経営の要件

一連の事件を通じて我が国畜産を見る国民の眼も厳しさを増し、我が国での畜産経営の存在意義があるとするならば、その存在意義に沿った畜産経営が求められてくるようになる。すなわち、安全・安心、高品質についてのニーズがますます強まるものと考えられるが、口蹄疫は輸入粗飼料に、BSEは肉骨粉もしくは代用乳に原因があるとみられており、安全性確保のためにには一定程度の飼料原料を自給していくことが前提とされよう。

我が国ではトウモロコシ、大豆、大麦等の飼料穀物の増産は困難であるが、子実部分を含めた茎葉部分を利用する飼料イネは、転作面積一〇一万haの水田の存在を考えば増産の可能性は大きく、しかも二〇〇一年度からは生産調整助成金の対象にも組み入れられている。全国各地でトライアルされているが、南九州、特に宮崎県では二〇〇一年度一千ha近い取組みが見られる。また、八九万haもの草地開発可能面積があるのみならず、畜産の選択的拡大がすすめられる中で造成・開発されてきた公共牧場で、現状有効活用されていないものも多く、さらには一、五〇三万haにも及ぶ膨大な林野面積には大量の下草が存在しているのである。

加えて都市地帯では大量の生ゴミが発生しており、これを飼料原料として供給していく技術開発も活発化している。

飼料原料の自給化努力とあわせて、安全性、高品質ニーズに対応していくためには、家畜自体が健康であることが徐々に求めら

れるようになり、家畜福祉なり放牧による飼養がより重視されてくると考えられる。

ところで、マーク・パーディ氏はイギリスの酪農家であるが、自らの経験を踏まえ、BSEの発症にマンガンと有機リン系薬剤が関与しているとの仮説を打ち出しており、イギリス等の学者の中にこれを支持するものが出ていている。

マンガン過剰により抗酸化が低下したところ、有機リン系薬剤がブリオン蛋白の細胞代謝異常を起こすとする。イギリス政府が打ち出したウシバ工退治のための有機リン系農薬使用規則に反対して勝訴し、その使用を免れた経験を持ち、清浄な草地での放牧、すなわち有機畜産がBSEの抜本対策となるとしている。一つの仮説ではあるが、近代畜産に警鐘を鳴らす注目すべき主張である。

四・地域条件に対応した多様な飼養方式上でみたとおり、飼料イネ、草等潜在的にはある程度までの飼料自給率を向上させていくことが可能な基盤は存在していると考えられる。問題は飼料原料は運搬コストが高く、また取扱いにくいことから、各地

域で供給される飼料原料と、地域条件に合わせた飼養方式とをマッチングしていくことが重要になる。スペースの関係から詳述することはできないが、畜産経営の要件を踏まえた目標すべき飼養方式のある程度までの「パターン化」が可能であろう。

△一般草地△

では、集約放牧やマイペース酪農等に代表される放牧型畜産△条件不利地域△傾斜地や森林の下草を活用しての山地畜産、短角牛、赤牛、林間放牧△水田地帯△飼料イネ

△都市近郊△「粕餌」、生ゴミの飼料化

これらとあわせて、都市近郊での生乳供給、観光牧場中心型と、北海道をはじめとする遠隔地での加工乳供給型を基本とするパターーンとの組み合わせによって、地域資源と地域条件にあつた適地適作型の飼養方式に取り組んでいくことが考えられる。

放牧型の畜産も徐々に広がりつつあるが、一段の普及をはかっていくためには、所得確保がポイントとなる。放牧では乳量低下とともになう収入減少の一方で、飼料費圧縮

牛等の減価償却費負担軽減等による低コスト化で所得が向上する側面もある。さらには家畜福祉に適合するとともに、搾乳時間の減少による労働時間の軽減等が実現されている例が多く見られる。ただし、きめ細かな草地管理が絶対要件となる。

調査・研究ノート

信頼性回復のための畜個体識別システムの導入

BSEとラベル偽装

一・BSEとラベル偽装

二〇〇一年九月一〇日に日本で初めてBSEに汚染した牛が発見され、これによつて、市場は縮小し生産者と消費者ともに大きなダメージを受けることとなつた。これについては、すでに調査委員会が行政の責任であると断定しており、行政の責任は重い。また、雪印食品に端を発した食肉偽装ラベル問題は、食肉流通を根幹から揺るがす大事件に発展した。流通している牛肉とその表示が異なるという前代未聞の不祥事に消費者の不信は一層高まつた。

この二つの事例が示していることは、商品の信頼性が持つ重要性である。食料品は、売り手と買い手が保有する情報に格差が発生しやすく、消費者が外観だけで判断することはきわめて困難である。したがつて、情報という面で有利な立場に立つ売り手が、有利な立場を利用して不当な利益を得ることが考えられる。消費者が不利益を被らないようにするためには、商品に関する情報を示すラベルが重要であり、その情報が正確ないとなると、消費者は商品に関する重要な情報源を完全に失うことになる。そこで、本稿では、このような牛肉の流

通が抱える問題点について整理してみたい。

二・全般的な生産状況

容易に想像できることであるが、肉牛の生産については、減少する一途の生産戸数（一一万戸、二〇〇一年）と減少傾向にあるとはいえ比較的堅調な飼養頭数（二八〇万頭、二〇〇一年）、その結果としての一戸当たり飼養頭数（二五・四頭、二〇〇一年）の増加、という傾向は継続している。特に小規模層における飼養戸数の減少が著しい。

二〇〇〇年のと畜頭数は約一三〇万頭、生産数量は約三七万トンである。約一三〇万頭のうち和牛が五七万頭で乳用牛が約六九万頭と、実際には乳用牛の方が多くなっている。和牛の内訳は、めす和牛が約二八万頭、去勢和牛が約二九万頭とほぼ同じ頭数である。統計上、F1は乳用牛に算入されているが、この比率が近年急激に高まり、乳用牛のと畜頭数を押し上げている。ちなみに、期首在庫と期末在庫との差を考慮した推定出回り量を見ると、二〇〇〇年の推定出回り量が約一〇九万トンで、そのうち輸入品が七二万トンであるから、国産は出回り量全体の約一／三の規模程度である。ところが、二〇〇一年九月に発生したB

SSEによって、牛肉生産は甚大な影響を受けることとなつた。そこで、最近の生産状況を見ると、BSE発生の翌月の二〇〇一年一〇月には、と畜頭数、牛肉生産は半分にまで減少した。枝肉の卸売価格も急落した。と畜頭数はその後回復し、二〇〇二年にになると前年並みの水準にまで戻つてゐるが、流通出回り量は依然として低迷している。

価格も全般的に低迷し、輸入量も低水準で推移する一方で、期末在庫量は高水準である。つまり、検査制度の確立や低水準な輸入動向を受けて、国内産肉牛のと畜頭数こそ交雑種が増えていることもあつて回復しつつあるものの、乳用牛は未だに低水準で推移しており、現実的には在庫の積み上げに依存しているのが現状である。牛肉の家計消費量を見ても、まだ完全には回復していない。卸売価格は依然として低迷しているが、格付けによつて価格の動きが異なつてゐる。乳用種は、交雑種を含めて依然として対前年同月比で大幅な下落を記録しているのに對して、和牛の価格の低下率には歯止めがかかりつつある。特に、和牛めすA5の価格は、元々下落率が低いことがあり、二〇〇二年に入ると対前年同月と同じ水準までに回復している。和牛のA4やA3についても、A5ほどではないが、回復傾向をみせてゐる。このように、格付けのランクによつて価格が大きく異なるという現象がます明らかとなつてゐる。

三・流通の現状

農家で肥育された肉牛は、様々なルートを通じて消費者まで流通される。最初の生産者からと畜場までは、農協や家畜商経由や、あるいは生産者が自ら持ち込む。八二年から四年までのシェアを見ると、農協系が三一%から四九%へ、生産者自身が持ち込む場合も五%から一八%までに増えているのに対しても、いわゆる家畜商のシェアが六三%から三三%まで減少しているという特徴がある。

と畜場は、大きく食肉卸売市場に併設されていると畜場と食肉センター、その他の一般と畜場に分けられる。やはり八三年から九四年までのシェアの推移を見ると、食肉センターが二九%から四一%まで大きく増えているのに対して、卸売市場併設と畜場が三七%から三四%へ、一般と畜場も三五%から二五%まで減少している。とりわけ一般と畜場の減少が際立っている。品種別では、卸売併設と畜場では和牛の比率が高くなっているのに対して、その他のと畜場特に一般と畜場では乳用牛の比率が高い。最後に牛肉の消費形態を見ると、近年大半を占めていた家計消費の比率低下が著しい。七五年の七〇%から低下して、九五年以降は四〇%前後で推移している。これに對して増えているのが業務用、外食向けで、七五年には二〇%に満たなかつたが、二〇〇〇年には五四%に達している。

四・信頼回復のための家畜個体識別

家畜個体識別システムとは、互に重複することのない唯一の個体識別番号（一〇桁）を全ての家畜牛に付け、各家畜にそれぞれの番号を印字した耳標を装着することにより、家畜を識別・管理する一連の仕組みをさす。あらかじめ配布された耳標を農家が装着し、家畜改良センターが管理している全国データベースへ報告を行う。データベースにはまた、売却・導入等、家畜の移動について農家が報告を行う、という仕組みである。

家畜個体識別システムがあれば、伝染病等が発生した場合にも患畜牛や同居牛を即座に追跡、所在を特定することができ、迅速に対策を講じることが可能になる。当初は、乳用牛のモデル事業を経て、二〇〇四年度までに「個体管理情報新技術実用化促進事業」として全国的に展開する予定であったが、BSEの発生を受けて、「家畜識別システム緊急整備事業」として二〇〇二年三月末までに全国で飼養されている約四五〇万頭の牛（乳用牛と肉用牛）全てに耳標の装着を完了し、補助事業によって個体識別システムを緊急に構築、定着させる予定である。

このような緊急性のために、各都道府県に關係各部局や關係団体を含む地方推進協議会を設置し、装着体制の整備や生産者への説明を行っている。なお耳標購入費や装着経費は全額国の助成金で対応している。予定では二〇〇一年三月末までに全ての装着が終了するはずであったが、四月一五日時点で八五%終了していると推定されている。

全国データベースの管理は家畜改良センターが担当する。全国データベースに蓄積されている基礎情報は、農家等からの報告に依存する。適切に行われることが、データベースが機能するための前提条件となる。そのため、報告状況をチェックし、問題のある農家等については改善を促すとともに、行政機関等の関係機関の支援が必要不可欠である。ただし、このようなシステムが対象となるのはと畜場までであって、それ以降の流通段階についてはこれから課題である。

食肉検査・市場においては、現在、と畜場等ごとに場内の受付番号等を使用しているが、個体識別番号が活用できるようになるには今後検討が必要である。すでに、と場独自の判断で、由来を証明できない牛を受け付けないとの方針を示しているケースもあるが、まだ例外的である。卸売市場関係者も含めた今後の検討課題である。

おいても個体識別番号が活用され、枝肉、部分肉にも個体識別番号が付けられれば、食肉事業者や小売店等が牛の履歴情報を消費者に提供することが可能となる。BSEや偽装ラベルによって失墜した消費者の信頼を取り戻すにはこうした取り組みが必要不可欠であり、全ての牛を個体識別システムに参加させることが最優先課題である。

（大江徹男）

現地ルポルタージュ 宮崎県綾町における「有機農業」の歩み

一・はじめに

かつて「夜逃げの町」と言われた過疎の町、宮崎県綾町。現在は町を訪れる人は年間一二〇万人。「有機の里」、「本物手作りの町」へと変貌した。観光客はもとより村おこし、町おこしの先駆的モデルとして学びに訪れる人が跡をたたないという。なぜ綾町が「全国ブランド」になり得たのか。これを解く鍵は、綾町の前町長である郷田実氏の長年に渡る忍耐強い努力と信念にあるものと考えられる。

本稿は、郷田氏の四期一六年の施策の内容と有機農業にこだわり続けた歴史を繙き、農業とは何かを考えたものである。

二・有機農業ゼロからの出発

綾町は宮崎県のほぼ中央に位置し、人口は七六〇〇人、総面積九五〇〇ha、うち山林面積が八〇%を占める典型的な山林の町である。農地面積は七八〇haと八%に過ぎない。農家戸数は六〇〇戸。農業粗生産額は四三億円で、うち三五億円、八〇%以上を町外に出荷している。販売先は全国各地の生協との直営方式が主で、九州各県はもとより関西、関東、遠くは北海道まで

その販路は延びている。野菜が農業粗生産額の四〇%を占め一番多いが、大根、レタス、ホウレンソウ、キャベツ、果実等々、温暖な自然の恵みを受け多種にわたっており、町外販売物の主体となっている。郷田氏が町長になった昭和四一年には、農家は何とか自給自足できても、その他の町民はすべて他から買つていて考えると、まさに隔世の感がする。

「夜逃げの町」、「若者が出稼ぎに出る町」といわれていて現状をどのようにして魅力ある町に変えていくのか。郷田氏にとって

町長就任後直面した最大の課題はこれであった。考え抜いた末の結論は、我々人間は自然生態系の一部に組み込まれた一動物にすぎない。自然界の動植物は糞尿はもとよりその死骸をも大地に戻す。人間も所詮他の動物と同じく最後は土に返る。その土が

植物を育てる。現状はどうか。土は合成化肥料・農薬によつて汚れている。そうした現状から「土作り」の重要性に思いが至り、その後行政を進めるうえで指針になつたという。綾町は当時「野菜をすべて他の町から買つていた」が、これを「自給自足

の町」へ、さらには将来「町外へ出荷する町」にしたいとの強い信念を持つに至るのである。これらの思いが結果として「有機農業」への第一歩を踏み出すこととなつたのである。行政としても諸政策を打ち出していくが、いずれもスムーズに事が運んだわけではない。町民、議会はもとより場合によっては県、国との意見の食い違いがあつたが、ねばり強く時間を掛けての話し合いで結果、実つたものである。

次に、そのいくつかを紹介することとする。

まず行つた施策は、「買う農業」から「自給自足の農業」への町民の意識改革であった。この観点から始まつたのが「一坪菜園運動」である。これは農家が野菜を作るだけではなく、町民皆が自分の家で作る。余れば隣に分けてやる。そうやって健康野菜のノウハウを町全体が習得していったのである。この運動を始めたのは昭和四三年だが、現在に至るまで続いており、ゆうに三〇年を越している。「健康な野菜をまず自給する」との精神を忘れないとの意味合いから年一回「菜園コンクール」なるものを実施しており、優秀農家を表彰している。次に行つたのが、農家にやる気を出させる「価格補償制度」の導入である。これは野菜にあらかじめ補償価格を設定しておき、それを下回った場合には町が差額を補償す

るというもの。ただしこれには条件があり、化学肥料は努めて使わないこと、除草剤は絶対に使わず、堆肥を入れた土作りをすることであった。昭和四九年に導入され、六年間実施されたが、制度をやめるころには有機農業を嘗む農家は町内で一〇〇軒を越すまでになっていた。そうしたことから、綾町の有機農業が他から認められるようになり、結果として補償制度は不要になつていたのである。

次が「自給肥料供給施設」の設置である。

自然生態系の中の動物は自分の糞尿をすべて土に返している。しかし人間は自然の恵みを受けているのに、糞尿を海に捨てている。人間も自然の巡りの中に生きているのだから、その排泄物を土に返すのは当然であるとの考え方から工場を建設。し尿は酵素を入れ、発酵させ高温酸化で臭気のない液肥にしており、生「ミニ」は牛ふん堆肥を混ぜて同じく酵素で発酵させ有機肥料としている。綾町では農地還元システム」と称し、徹底した有機物のリサイクルを行つていている。この事業を通して、人間の生きる営みから発生する有機物は土に返すのが道理であるとの考えが、現在では完全に町民に浸透している。

三・綾町自然生態系農業の推進に関する条例の制定と日本農林規格改正への対応
「本物で健康な野菜」といつても購入者に

安心して買つてもらうには「信用ある認定機関」から本物であることを証明してもらう必要がある。JAは生産者の組合だから不適格。それでは綾町がやろうということになり、本条例の制定となつたものである。行政が条例を作つて「有機農業」を推進したのは、日本では綾町が初めてのことであつた。昭和六三年に「自然生態系農業推進に関する条例」の誕生となつたが、条例は綾町農業の安定的かつ長期的な振興と消費者の健康で文化的な生活を確保することを目的としている。なお、条例の中で自然生態系を有効に生かした農業を「」と定義づけている。

本条例によつて農産物を認定するが、認定基準は二つで、農地検査基準（土壤づくり）、栽培管理基準（化学肥料と農薬の使用制限）により検査し、上級農家から三ランクに分けられそれぞれ金色・銀色・銅色の「認定シール」が与えられる。まず金色シールは土壤消毒剤、除草剤を三年以上使わず、堆肥などの有機物質を投入して土づくりをして、化学肥料・農薬を使用しない畑で作った農家に与えられる。次は二年以上三年未満の間、土づくりをしてきた農地で、化学肥料や農薬の使い方が少ない順に、銀色（慣行農法の八〇%減）、銅色（七〇%減）のシールが交付される。

JAS法改正により平成一二年四月から国の有機認証制度がスタートし、今後は登録機関の資格を有する者から認定された農家の作物だけが「有機」と表示できることになった。このため、綾町でも平成一二年一〇月、自治体としては岐阜県、石川県に次いで三番目、市町村では全国初めての資格取得者となつた。なお、前述の条例による町独自の基準とJAS規格とではほとんど差異がないことから、今後農家からの申請とともに順次認定農家が増えていく見通しだ。

四、おわりに

郷田氏の思想と情熱は町民に理解され、浸透しているのは、紛れもない事実である。しかし、郷田氏の勇退後、有機農業をする人がやや減少していると言われる。その他、あらゆる面で後退が目に付くとの意見もある。強力なリーダーが去るとその反動もあり、いろんな動きが出てくるのはよくあることで、その是非を問うるのは難しい。

ただ、人間も自然界の大きな循環、巡りの中での一動物にすぎず、自然によつて生かされていることは事実であり、それに逆らつて生きていくことはできない。おそらく現代の若者の多くはイチゴ、メロン、キウイ等のいわゆる旬とその味を知らないだろ。このことは、極めて淋しいことである。

（細田治彦）



ここ数年の間、戦後農政の骨格であった制度変更が続き、現在は「戦後農業政策の根本的転換期」にあるといえる。しかし、新しい仕組みで農業の将来展望は開けたといえるのか？

著者は、食料自給問題を中心にしてこの転換期の農政課題について検討し、二十一世紀の展望を明らかにすることを本書の狙いとする。「食料の安定供給で最も大事なことは国内農業総生産の安定的発展」との立場から、食料の安定供給はどうしたら達成できるのか”を主要テーマに、戦後の経済・農業政策の背景と政策目標・内容が検討されている。

本書の構成と内容を簡単に紹介する。

第一章「戦後改革と農業食料問題 四五年から五〇年前後」では、農地改革等戦後農政の骨組作りの動きと深刻な食料不足に対する食管法・生産対策（開拓政策）・輸入等による食料供給対策が述べられている。

第二章「戦後復興と農政の新展開 五〇年前後から五〇年代後期」は、生産増強政策（土地改良・開墾等）により、米生産が戦前水準を回復（五五年）した一方で、

MSA協定により大量の農産物が輸入されるようになった時代である。著者は、この協定による「アメリカからの小麦等重要な農産物輸入の増加が、わが国の農業生産と食生活を大きく変化させた」と指摘している。

第三章「高度経済成長と基本法農政〇年代後期から七〇年代初期」では、高度経済成長を支える農政展開としての農業基本法を詳述している。以後増産政策が転換され、選別生産政策と自立経営育成政策が進められる。この時期、「地域農業で重要な

『日本農政の五〇年～食料政策の検証』

北出俊昭著（日本経済評論社）

本書では、経済・農業の関連する諸政策の展開が丹念に整理されており読み応えのあるものとなっている。特に、米の生産調整から食糧法にいたる展開や農地問題がわかりやすい。ただ、年表形式のような参考資料があればより理解が深まったのではないかと思われる。

戦後の農政展開を理解する入門の書として推薦する一冊である。

（二〇〇一年六月、一九一頁、二、八〇〇円）

（鶴澤伸一郎）

UR合意の先取りである新政策と認定農業者制度および合意後のMA米導入と食糧法について説明している。

最終章である第六章「新基本法の理念と二十一世紀への課題」では、WTO体制の発足に対応した（規制緩和と市場原理に基づく）農政展開を目的とした新基本法は、食料の安定供給確保を価格・量両面で輸入を前提としており、本当に食料の安定供給が達成されるのか疑問を呈している。そして、今後の方向としては、アメリカ・EUを参考とした価格・所得政策の再構築、および地域における農業生産の多様性に

な役割を果たしていた農産物（麦類、豆類等）を殆ど壊滅させて輸入自由化が進められた」一方で、成長部門（青果物・畜産物）が寄与し農業生産は増大過程にあつた。

第四章「経済構造再編と農業・農政〇年代初期から八〇年代後期」では、国際協調路線進展下での声高な各種農政批判と、市場開放の一環としての牛肉・オレンジの輸入自由化等成長部門農産物を含めた食料・農産物輸入の拡大が述べられている。

第五章「WTO体制と農業・食料問題八〇年代後半から九〇年代後期」では、

フードシステム

地鶏の復活とフードシステムの基盤整備

はじめに

近年、日本の在来種を基礎として、高品質の鶏肉を生産する取組みが全国的な広がりをみせており。しかしながら必ずしも成功事例は多くなく、特に生産から処理・加工、流通に至るフードシステムの基盤整備が重要な要件となっている。今回は茨城県で紹介したい。

(一) 奥久慈しゃも」の供給体制

「奥久慈しゃも」の原種鶏は、茨城県養鶏試験場が保有しており、種鶏の初生雛を生産組合に供給している。原種鶏の雄系統が在来のしゃも（軍鶏）で、肉質がすぐれ、昔から珍重されてきた。種鶏の初生雛を生産組合の種鶏用育成舎で成鶏にし、成鶏舎で種卵を採取する。

生産組合で採卵した種卵は、提携孵化場で孵化させ、素雛として組合員に供給する。組合員農家は素雛を購入し、一定期間飼養し、成鶏を組合に販売するという形態である。大きな羽数を持つことは組合員農家のリスクにもつながり、副業という位置付けで、適正羽数を維持することが基本である。

「奥久慈しゃも」の飼養施設は生産組合の所有で、組合の飼養管理マニュアルに従つて飼養されている。飼糞は出荷時に全て除去され、地域の耕種農家に無償で供給している。

(二) 鳥・処理、出荷

「奥久慈しゃも」の場合、プロイラーのようなど鳥処理ができず手作業となつている。現在は、県境の福島県にある食鳥処理場にと鳥を委託している。

出荷は、毎週二回定期的におこなつている。現在は周年を通じコンスタントな需要があり、販売に応じて組合としての供給計画をたてている。種卵の採卵と素雛の供給をおこなつているため、どの生産者がいつ出荷できるか把握しており、飼養された奥久慈しゃもは全て生産組合が買取り、一元的に販売している。

(三) 「奥久慈しゃも」の販売

主要な販売ルートは百貨店と料理店である。百貨店については日本橋高島屋、新宿高島屋、横浜高島屋、大丸東京などである。

「奥久慈しゃも」は基本的には百貨店商材であり、百貨店にテナントとして入っている食鳥専門店への販売である。「奥久慈しゃも」は百貨店、そのテナントとしての食鳥専門店が育てた商材である。

料理店に対する供給は、フレッシュの宅配便が主力である。料理店ルートは銀座の専門店が草分けであった。マスコミによる

料理店の紹介番組や旅番組などで取り上げられ知名度があがつていった。これに伴い取扱料理店も急速に増加していった。その他的主要なルートが宅配ルートで、特に料理愛好家に「奥久慈しゃも」のファンが多い。一般消費者にも好評で、お歳暮、お中元のダイレクトメールは欠かさず発送し、顧客の拡大に努めている。

茨城県農林水産部も「うまいもんどうり推進室」を設置し、県産農産物の消費拡大のため多面的な取組みをおこなつている。

四 フードシステムの基盤整備

「奥久慈しゃも」は、茨城県をはじめ地元奥久慈地区の地域振興とも深く結びついている。地域振興商品として地元観光協会ともタイアップして地域活性化に役立てている。

「奥久慈しゃも」のような特定銘柄鶏の育成は容易なものではない。全国的にも在来種が見直され、各地で地鶏・特定銘柄鶏復活の機運が盛りあがつている。しかし成功する割合は必ずしも高くはない。その要因としては、生産、処理・加工、販売といったフードシステム全体のインフラ整備が欠けている点である。

眞の生産振興のためにには、単に生産面だけではなく、生産から処理・加工、流通に至る一連のフードシステムの基盤整備が不可欠である。

統計の眼

果実消費量の動向

日本の果実消費量は、一九六〇年は二、二九六千トン（一人当たり二・四kg）であったが、一〇〇〇年には八、六九一千トン（同四・五kg）となり四〇年間で二・六倍に増大した。しかし、輸入果実・果汁が増大する一方で、国産果実はみかんを中心にしており、一〇〇〇年では消費量の五六%が輸入果実になっている。品目別にみると、みかんの消費量は八〇年には二、八〇三千トンあり果実消費量全体の三七%を占めていたが、オレンジ輸入自由化、果実消費の多様化等により二〇〇〇年にはみかんは一、二二二千トン（一四%）に減少している。りんごの消費量は着実に伸びてきたが、これは國産りんごはやや減少している。

その他の果実（国産品）は、六〇年には、かき（三五四千トン）、なし（一七七千トン）、なつみかん（一九六千トン）、もも（一九五千トン）、ぶどう（一六九千トン）の五品目でその他果実の九割近くを占めていた。その後、温州みかんの転換等によりはっさく、いよかん等の柑橘類が伸び、八〇年頃までは、なつみかん、ぶどう、なし、ももも増大していたが、八〇年以降は輸入果実に押され、いずれも減少傾向にある。輸入果実の動向をみると、バナナの輸入

入量は一時停滞していたが、九〇年以降再び増大して一〇〇〇年には一、〇七九千トン（果実輸入の二二%）に達している。そのほか輸入量が多い生鮮果実は、グレープフルーツ（二七二千トン）、オレンジ（一三六千トン）、パインアップル（一〇〇千トン）、レモン（九二千トン）である（一〇〇〇年）。また、近年はオレンジジュース、ぶどうジュース、グレープフルーツジュースや、もも缶詰、柑橘類缶詰の輸入増大が著しい。

なお、果実的野菜については、すいかの消費量が減少する一方で、メロン、いちごの消費量が増大してきたが、九〇年以降は、メロン、いちごも減少傾向にある。
 （清水徹朗）

果実消費量の推移
(単位:千トン)

| 年 | 1960 | 1980 | 1990 | 2000 |
|--------|-------|---------|---------|---------|
| みかん | 933 | 2,803 | 1,617 | 1,212 |
| (うち輸入) | (0) | (0) | (0) | (3) |
| りんご | 892 | 985 | 1,261 | 1,346 |
| (うち輸入) | (0) | (28) | (273) | (551) |
| その他果実 | 1,471 | 3,847 | 4,885 | 6,133 |
| (うち輸入) | (118) | (1,511) | (2,705) | (4,289) |
| 果実計 | 3,296 | 7,635 | 7,763 | 8,691 |
| (うち輸入) | (118) | (1,539) | (2,978) | (4,843) |
| 果実的野菜 | 868 | 1,468 | 1,441 | 1,178 |
| (うち輸入) | (0) | (0) | (50) | (74) |

資料：農水省「食料需給表」

(注)「果実的野菜」とは、いちご、すいか、メロン